

## 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正について

### 1 改正する規則の名称

小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則

### 2 改正の理由

児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化時点に前倒しすることが想定されている。また、患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用するため「登録者証」の発行を行うことが予定されており、今後認定申請手続に係る様式改正を頻繁に行う必要が生じることが想定されている。

そのため、認定申請手続を柔軟に運用し、利便性向上を図るため、現在同規則で定められている患者個人が扱う申請様式等を別途要綱で定め、当該規則から削除することとしたい。

### 3 改正の主な内容

- ・第3条第1項を削除
- ・第4条を削除
- ・第8条～第9条を削除
- ・第13条を削除
- ・第1号様式、第2号様式、第6号様式～第7号様式、第9号様式を削除
- ・条文の削除に伴う所要の調整

### 4 施行日

令和5年4月1日